

(機密性 2)

(庶ろ-15-A)

令和3年5月26日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局秘書課長 大須賀 寛之

調停委員名簿を対象文書とする司法行政文書の開示手続における対応について（事務連絡）

標記の対応について、別紙のとおり整理しましたので、執務の参考にしてください。

なお、「司法行政文書開示手続の手引」（平成29年3月21日版）中で、標記の対応に関して記載されている箇所については、別途改訂する予定です。

おつて、簡易裁判所に対しては、所属の地方裁判所事務局長から連絡してください。

(別紙)

調停委員の性別の不開示情報該当性について

調停委員名簿が司法行政文書開示手続の対象となっている場合、文書に記載された調停委員の氏名やその他の当該調停委員に係る情報全体が行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号の個人識別情報に相当するものであるが、調停委員の氏名、性別、職種や任命年月日については、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法第5条第1号ただし書イ）に相当するものとして開示する取扱いが一般的であったと思われる。

しかし、上記の情報のうち、調停委員の性別については、実際に調停期日で当該調停委員に相対すれば性別を知り得ることは否定できないものの、調停委員の職務に関し、性別が重要な意味を有するとは考え難く、行政府省の例を見ても一般的に職員の性別を公表しているものではないことからすると、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に相当するものとして開示するのは相当でないと考えられる。

この点については、「司法行政文書開示手続の手引」（平成29年3月21日版）において原則開示するものとしていたが、この取扱いを変更するのが相当である。

なお、調停委員以外の委員等の名簿（労働審判員名簿等）においても、調停委員と同様に性別を不開示とするのが相当と考えられるので、注意されたい。